

長野県飯田市と国立大学法人和歌山大学 との友好交流協定書

長野県飯田市（以下「甲」という。）と国立大学法人和歌山大学（以下「乙」という。）は、地域の持続的な発展と国際的に活躍できる人材を育成することを目的として、相互の友好的な交流を推進するために、以下のとおり協定を締結する。

- 1 甲は、甲が有する資源をグローバルな視点から再評価し、新たな資産として活用する方法を模索して、地域の自立的・持続的発展につなげることをめざし、乙との交流事業を実施する。
- 2 乙は、国際的な教育研究機関として「観光と地域再生」に貢献できる人材を育成するために地域との交流を促進するという視点に立って、甲との交流事業を実施する。
- 3 甲は、乙に対し、交流実践の場及び関係する情報を提供し、乙の人材育成を支援する。
- 4 乙は、甲が行う地域づくり活動に積極的に参加し協力するとともに、甲に対し、学術的及びグローバルな視点から、地域づくり及び地域経済の振興に関する各種の情報提供及び助言等を行う。
- 5 甲及び乙は、交流事業を通じて、飯田に相応しい「観光を基盤にした地域再生モデル」を協力して創り上げるものとする。
- 6 甲及び乙は、交流事業が、地方公共団体と国立大学の交流モデルとなるよう、高い志をもって取り組む。
- 7 本協定の実施について必要な事項は、双方の協議により別に取り交わすものとする。
- 8 本協定は、甲と乙が署名した日から効力を発揮する。
- 9 本協定の有効期間は、発効の日から1年である。甲乙双方が書面で同意した場合、本協定は更新される。
- 10 本協定は、有効期間内であっても、少なくとも6ヶ月前に、いずれか一方が文書で通告することにより、協定を修正、補足あるいは終了す

ることができる。

この協定の成立を証するために協定書2通を作成し、各代表者が署名及び押印の上、各1通を所持する。

2007年5月7日

(甲) 長野県飯田市
飯田市長

(乙) 国立大学法人和歌山大学
学 長

牧野光朗



小田

